

(別添2)

令和3年6月1日

L P ガス販売事業者 各位

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

賃貸集合住宅におけるL P ガス料金の情報提供のお願い

平成29年に料金透明化に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の改正、液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の策定・改正を行い、相当程度の取引適正化、料金透明化の取組が進みました。

一方、賃貸集合住宅におけるL P ガスの供給については、消費者が入居前にその物件のL P ガス料金を知る機会が与えられず、入居後の消費者との供給契約締結時には、事実上、消費者側にL P ガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者のL P ガス料金を受け入れざるを得ないという取引適正化の課題が残っています。その是正策について、国土交通省等と協議した結果、改善策として下記徹底方をお願いいたします。

なお、下記内容を実施していただくことにより、所有者・不動産管理会社・不動産仲介会社を通じて賃貸集合住宅の入居者に対し、当該物件のL P ガス料金が予め提示できることとなるため、L P ガスの料金透明化に大きく貢献するものと考えています。

記

1. 自社がガス供給しようとしている新築の賃貸集合住宅及び既にガス供給している賃貸集合住宅において、募集物件に対する当該物件のL P ガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある別添の「L P ガス料金表」の参考例などにより、予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社（賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む）に情報提供すること。

なお、参考例に記載がある事項のうち、料金早見表以外の事項については、「L P ガス料金表」に必ず記載すること。

また、その後、料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のL P ガス料金表を提供すること。

2. 賃貸集合住宅への入居を希望する者、賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社（賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む）から、情報提供した料金について、問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること。

以上

事務連絡
令和3年6月1日

賃貸住宅関係団体 御中

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課
国土交通省 不動産・建設経済局 参事官
国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

「賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供のお願い」の周知について

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

標記につきまして、資源エネルギー庁においては、「賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供のお願い」を作成し、全国のLPガス販売事業者に対して周知を行っているところですが、この度、資源エネルギー庁より国土交通省に対して別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様におかれましては、借主の利益保護を図る観点から、借主がLPガス料金に関する情報を適切に入手できるよう、管理する賃貸型集合住宅について、LPガス事業者から募集物件のLPガス料金が記載された資料（「LPガス料金表」等）について情報提供があった場合には、当該物件の仲介を行う宅地建物取引業者に対し、当該物件のLPガス事業者名、連絡先及びLPガス料金が記載された資料について情報提供を行うよう、丁寧な対応をお願いいたします。

以上